

大野城市地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表（令和6年度修正案）

頁	変更前	変更後	修正理由
総則 4	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第8 他の計画との関係 (略)</p> <p>2. 市総合計画との関係</p> <p>大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画（平成31年度～令和10年度）があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。</p> <p>市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の<a href="#">政策 04-施策 10「危機事象への対応」</a>がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。</p>	<p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第8 他の計画との関係 (略)</p> <p>2. 市総合計画との関係</p> <p>大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画（平成31年度～令和10年度）があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。</p> <p>市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の<a href="#">政策 04-全世代に向けて 方針 4「安全で安心して暮らせるまちをつくる」</a>がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。</p>	<p>市総合計画 後期基本計画策定に基づく記載の 適正化</p>

第2節 市の概況

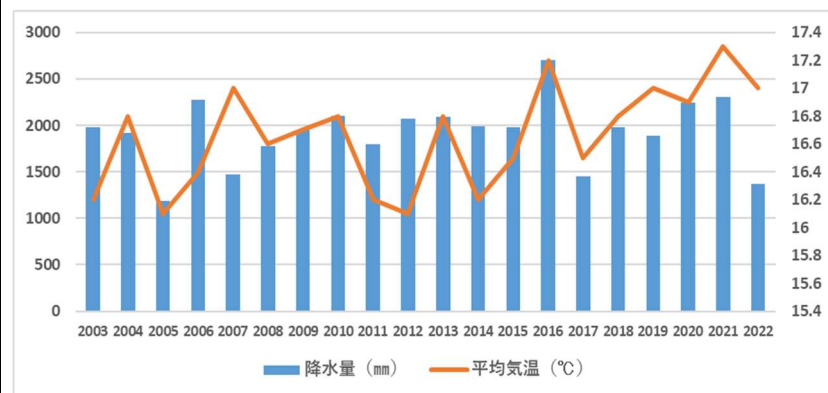
第1 自然的条件

(略)

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約 16.6℃、年平均降水量は約 1,926mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風が福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

(※) 台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの。



第2節 市の概況

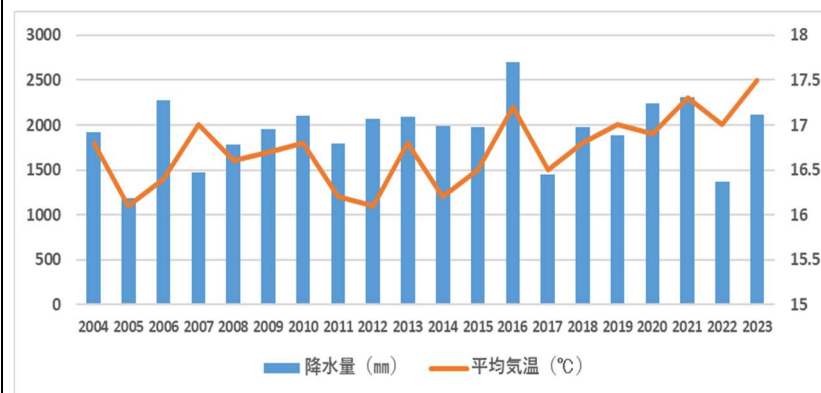
第1 自然的条件

(略)

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約 16.7℃、年平均降水量は約 1,933mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風が福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

(※) 台風の中心が九州北部地方(山口県を含む)のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの。



総則 6	<p>第2 社会的条件</p> <p>1. 人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和5年3月31日までに、総人口が<u>8,994人（9.6%）</u>増加し、総世帯数も<u>9,112世帯（24.4%）</u>増加している。（略）</p> <p>本市の令和5年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。</p> <p>■本市の人口及び世帯数 <span style="float:right;">（令和5年3月31日現在）</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">総人口</td> <td style="width:20%; text-align:center;"><u>102,375人</u></td> <td style="width:10%;">男性</td> <td style="width:10%; text-align:center;"><u>49,352人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>女性</td> <td style="text-align:center;"><u>53,023人</u></td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td style="text-align:center;"><u>46,406世帯</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">出典：大野城市住民基本台帳</p>	総人口	<u>102,375人</u>	男性	<u>49,352人</u>			女性	<u>53,023人</u>	総世帯数	<u>46,406世帯</u>			<p>第2 社会的条件</p> <p>1. 人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和6年3月31日までに、総人口が<u>9,437人（10.1%）</u>増加し、総世帯数も<u>9,615世帯（25.7%）</u>増加している。（略）</p> <p>本市の令和6年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。</p> <p>■本市の人口及び世帯数 <span style="float:right;">（令和6年3月31日現在）</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">総人口</td> <td style="width:20%; text-align:center;"><u>102,818人</u></td> <td style="width:10%;">男性</td> <td style="width:10%; text-align:center;"><u>49,528人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>女性</td> <td style="text-align:center;"><u>53,290人</u></td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td style="text-align:center;"><u>46,909世帯</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p style="text-align:right;">出典：大野城市住民基本台帳</p>	総人口	<u>102,818人</u>	男性	<u>49,528人</u>			女性	<u>53,290人</u>	総世帯数	<u>46,909世帯</u>			時点修正
総人口	<u>102,375人</u>	男性	<u>49,352人</u>																								
		女性	<u>53,023人</u>																								
総世帯数	<u>46,406世帯</u>																										
総人口	<u>102,818人</u>	男性	<u>49,528人</u>																								
		女性	<u>53,290人</u>																								
総世帯数	<u>46,909世帯</u>																										

総則 6	2. 土地利用 (略) ■本市の用途地域等の指定状況 (令和4年時点)			2. 土地利用 (略) ■本市の用途地域等の指定状況 (令和5年時点)			時点修正				
	区域名		面積 (ha)	割合 (%)	区域名			面積 (ha)	割合 (%)		
	都市計画区域		2,689	100	都市計画区域			2,689	100		
	市街化区域		1,405	53	市街化区域			1,405	53		
	用途地域	第一種低層住居専用地域		506	19	用途地域		第一種低層住居専用地域		506	19
		第一種中高層住居専用地域		69	3			第一種中高層住居専用地域		69	3
		第二種中高層住居専用地域		151	6			第二種中高層住居専用地域		151	6
		第一種住居地域		362	13			第一種住居地域		362	13
		第二種住居地域		28	1			第二種住居地域		28	1
		準住居地域		13	1			準住居地域		13	1
近隣商業地域		18	1	近隣商業地域			18	1			
商業地域		30	1	商業地域			30	1			
準工業地域		228	8	準工業地域			228	8			
市街化調整区域		1,284	47	市街化調整区域		1,284	47				
合計		2,689	100	合計		2,689	100				
総則 7	3. 建物 本市の建物棟数は、全体で <u>25,945</u> 棟である。そのうち、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 76%、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物は約 24% である。また、全体の <u>25,945</u> 棟のうち住宅は <u>21,171</u> 棟あり、うち木造戸建て住宅は <u>15,110</u> 棟、共同住宅等は <u>6,061</u> 棟（非木造住宅 <u>4,708</u> 棟、共同住宅 <u>1,353</u> 棟）となっている。 出典：固定資産課税台帳（令和5年9月現在）			3. 建物 本市の建物棟数は、全体で <u>26,151</u> 棟である。そのうち、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 76%、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物は約 24% である。また、全体の <u>26,151</u> 棟のうち住宅は <u>21,312</u> 棟あり、うち木造戸建て住宅は <u>15,239</u> 棟、共同住宅等は <u>6,073</u> 棟（非木造住宅 <u>4,732</u> 棟、共同住宅 <u>1,341</u> 棟）となっている。 出典：固定資産課税台帳（令和6年4月現在）			時点修正				

総則 8	<p>第3節 災害の想定 (略)</p> <p>第2 被害の想定</p> <p>1. 福岡県における想定地震</p> <p>県内において存在が確認されている活断層は、「小倉東断層」、「西山断層帯」、「警固断層帯」、「福知山断層帯」、「宇美断層」、「日向—小笠木峠断層帯」の7つの断層がある。</p>	<p>第3節 災害の想定 (略)</p> <p>第2 被害の想定</p> <p>1. 福岡県における想定地震</p> <p>県内において存在が確認されている活断層は、「小倉東断層」、「西山断層帯」、「警固断層帯」、「福知山断層帯」、「宇美断層」、「日向峠—小笠木峠断層帯」の7つの断層がある。</p>	記載の適正化
------	---	--	--------

2. 本市における被害想定

■本市における被害想定

事 項		想 定 地 震				
		小倉東	西 山	磐 固	水 縄	基盤地震動 一 定
		M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9
建 物 倒 壊	全建物被害想定結果 ※総棟数 24,056 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	72 (0.2)	577 (2.4)	15 (0.1)	82 (0.3)
		半壊 0 (0.0)	154 (0.6)	432 (1.8)	48 (0.2)	168 (0.7)
	木造建物被害想定結果 ※総棟数 16,136 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	30 (0.2)	439 (2.7)	2 (0.0)	39 (0.2)
		半壊 0 (0.0)	97 (0.6)	338 (2.1)	13 (0.1)	109 (0.7)
	非木造建物被害想定結果 ※総棟数 7,920 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	42 (0.5)	138 (1.7)	13 (0.2)	43 (0.5)
		半壊 1 (0.0)	57 (0.7)	94 (1.2)	35 (0.4)	59 (0.7)
ライフライン	上水道管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	49 (0.11)	215 (0.49)	21 (0.05)	67 (0.15)
	下水道管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	12 (0.03)	108 (0.26)	1 (0.00)	16 (0.04)
	都市ガス管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	1 (0.02)	9 (0.14)	0 (0.00)	1 (0.02)
	電柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.20)	1 (0.02)	3 (0.05)
	電柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.21)	0 (0.00)	3 (0.05)
	電話柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.21)	0 (0.00)	3 (0.05)
火 災	全 出 火	0	1	4	0	1
	炎 上 出 火	0	0	2	0	0
	消 滅 火	0	0	2	0	0
	延 焼 焼 失	0	0	0	0	0
人的被害 【人数】	死者数	0	5	42	1	6
	負傷者数	0	260	909	102	281
	要救出現場数	0	29	231	6	33
	要救出者数	0	50	398	10	57
	要後方医療搬送者数	0	26	91	10	28
	避難者数	0	286	2,293	60	326
災害時 要救援者 想定 【人数】	食料供給対象人口	0	20,915	91,769	8,964	28,598
	給水対象世帯	0	8,573	37,617	3,674	11,723
	生活物資供給対象人口	0	286	2,293	60	326

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）

2. 本市における被害想定

■本市における被害想定

事 項		想 定 地 震				
		小倉東	西 山	磐 固	水 縄	基盤地震動 一 定
		M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9
建 物 倒 壊	全建物被害想定結果 ※総棟数 24,056 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	72 (0.2)	577 (2.4)	15 (0.1)	82 (0.3)
		半壊 0 (0.0)	154 (0.6)	432 (1.8)	48 (0.2)	168 (0.7)
	木造建物被害想定結果 ※総棟数 16,136 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	30 (0.2)	439 (2.7)	2 (0.0)	39 (0.2)
		半壊 0 (0.0)	97 (0.6)	338 (2.1)	13 (0.1)	109 (0.7)
	非木造建物被害想定結果 ※総棟数 7,920 棟 【被害棟数( )内は被災率: %】	全壊 0 (0.0)	42 (0.5)	138 (1.7)	13 (0.2)	43 (0.5)
		半壊 1 (0.0)	57 (0.7)	94 (1.2)	35 (0.4)	59 (0.7)
ライフライン	上水道管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	49 (0.11)	215 (0.49)	21 (0.05)	67 (0.15)
	下水道管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	12 (0.03)	108 (0.26)	1 (0.00)	16 (0.04)
	都市ガス管被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: 箇所/km】	0 (0.00)	1 (0.02)	9 (0.14)	0 (0.00)	1 (0.02)
	電柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.20)	1 (0.02)	3 (0.05)
	電柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.21)	0 (0.00)	3 (0.05)
	電話柱被害想定結果 【被害箇所数( )内は被害率: %】	0 (0.00)	2 (0.03)	13 (0.21)	0 (0.00)	3 (0.05)
火 災	全 出 火	0	1	4	0	1
	炎 上 出 火	0	0	2	0	0
	消 滅 火	0	0	2	0	0
	延 焼 焼 失	0	0	0	0	0
人的被害 【人数】	死者数	0	5	42	1	6
	負傷者数	0	260	909	102	281
	要救出現場数	0	29	231	6	33
	要救出者数	0	50	398	10	57
	要後方医療搬送者数	0	26	91	10	28
	避難者数	0	286	2,293	60	326
災害時 要救援者 想定 【人数】	食料供給対象人口	0	20,915	91,769	8,964	28,598
	給水対象世帯	0	8,573	37,617	3,674	11,723
	生活物資供給対象人口	0	286	2,293	60	326

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）に一部加筆

記載の適正化、数値を最大値に修正

<p>総則 15</p>	<p>(略)</p> <p>2. 本市における被害想定</p> <p>■本市における4つの活断層ごとの斜面崩壊予測</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="5">想 定 地 震</th> </tr> <tr> <th>小倉東</th> <th>西 山</th> <th>警 固</th> <th>水 縄</th> <th>基盤地震動一定</th> </tr> <tr> <th>M6.9</th> <th>M7.3</th> <th>M7.2</th> <th>M7.2</th> <th>M6.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】</td> <td>危険度A</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>危険度B</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>33</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>危険度C</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>被災建物</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）</p>	事 項	想 定 地 震					小倉東	西 山	警 固	水 縄	基盤地震動一定	M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9	斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】	危険度A	0	0	2	0	0	危険度B	24	37	36	33	37	危険度C	14	1	0	5	1	被災建物	0	0	8	0	1	<p>(略)</p> <p>2. 本市における被害想定</p> <p>■本市における4つの活断層ごとの斜面崩壊予測</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事 項</th> <th colspan="5">想 定 地 震</th> </tr> <tr> <th>小倉東</th> <th>西 山</th> <th>警 固</th> <th>水 縄</th> <th>基盤地震動一定</th> </tr> <tr> <th>M6.9</th> <th>M7.3</th> <th>M7.2</th> <th>M7.2</th> <th>M6.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】</td> <td>危険度A</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>危険度B</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>36</td> <td><del>33</del>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>危険度C</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>0</td> <td><del>5</del>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>被災建物</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）</p>	事 項	想 定 地 震					小倉東	西 山	警 固	水 縄	基盤地震動一定	M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9	斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】	危険度A	0	0	2	0	0	危険度B	24	37	36	<del>33</del> 37	37	危険度C	14	1	0	<del>5</del> 1	1	被災建物	0	0	8	0	1	<p>危険度が高い箇所が多い数値へ修正</p>
事 項	想 定 地 震																																																																																				
	小倉東		西 山	警 固	水 縄	基盤地震動一定																																																																															
	M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9																																																																																
斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】	危険度A	0	0	2	0	0																																																																															
	危険度B	24	37	36	33	37																																																																															
	危険度C	14	1	0	5	1																																																																															
	被災建物	0	0	8	0	1																																																																															
事 項	想 定 地 震																																																																																				
	小倉東	西 山	警 固	水 縄	基盤地震動一定																																																																																
	M6.9	M7.3	M7.2	M7.2	M6.9																																																																																
斜面崩壊予測結果 斜面数38か所 【被害箇所数】	危険度A	0	0	2	0	0																																																																															
	危険度B	24	37	36	<del>33</del> 37	37																																																																															
	危険度C	14	1	0	<del>5</del> 1	1																																																																															
	被災建物	0	0	8	0	1																																																																															
<p>総則 24</p>	<p>第4節 防災機関の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	(略)	(略)	(略)	<p>第4節 防災機関の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>	(略)	(略)	(略)	<p>指定公共機関の追加</p>																																																																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																				
(略)	(略)																																																																																				
西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	(略)																																																																																				
(略)	(略)																																																																																				
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																																																				
(略)	(略)																																																																																				
西日本電信電話(九州支店)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>	(略)																																																																																				
(略)	(略)																																																																																				

<p>予防4</p>	<p>第1節 災害に強いひとづくり (略)</p> <p>第3 災害時の対応力を高める防災訓練の実施</p> <p>災害発生後のあらゆる困難、混乱、不測の事態に対処できる防災力を確立するため、地域の災害リスクに基づいた防災訓練実施計画を策定し、目的や対象等を明確にしたうえで、市民総ぐるみ防災訓練等を実施する。また、<a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮する。</p>	<p>第1節 災害に強いひとづくり (略)</p> <p>第3 災害時の対応力を高める防災訓練の実施</p> <p>災害発生後のあらゆる困難、混乱、不測の事態に対処できる防災力を確立するため、地域の災害リスクに基づいた防災訓練実施計画を策定し、目的や対象等を明確にしたうえで、市民総ぐるみ防災訓練等を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮する。</p>	<p>新型コロナ ウイルス感 染症の5類 感染症への 移行に伴う 修正</p>
------------	--	---	---

予防7	第2節 災害に強いまちづくり (略) 第1 防災に配慮した市街地の形成 (略)	第2節 災害に強いまちづくり (略) 第1 防災に配慮した市街地の形成 (略)			福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正		
	施策	要配慮者にやさしいまちづくり		施策		要配慮者にやさしいまちづくり	
	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」	計 画 名		計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
	要配慮者にやさしい まちづくり	高齢者や障がいのある人等も安全・快適に暮らせるよう配慮した都市環境の整備を推進する。 ◆「やさしさをもったまちづくり要綱」に準拠した公共施設の整備及び民間施設の改善指導	各施設  所管部	要配慮者にやさしい まちづくり		高齢者や障がいのある人等も安全・快適に暮らせるよう配慮した都市環境の整備を推進する。 ◆「やさしさをもったまちづくり要綱」に準拠した公共施設の整備及び民間施設の改善指導	各施設  所管部
			施策	所有者不明土地の管理の適正化			
			計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」		
			所有者不明土地の管 理の適正化	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 ◆災害発生の恐れのある所有者不明土地の管理不全の状態解消等 ◆所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備	都市整備部 危機管理部  [県]		

予防8	第2節 災害に強いまちづくり (略) 第2 都市施設等の防災対策 (略)			第3節 各種災害別対策（水防対策、風害対策、土砂災害対策） (略) 第3 土砂災害対策 (略)			福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正
	施策	土砂災害防止対策		施策	土砂災害防止対策		
	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」	
	土砂災害防止対策	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害の防止化対策を推進する。 ◆危険箇所の区域指定・整備促進	危機管理部 都市整備部 [県]	土砂災害防止対策	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、宅地造成及び特定盛土等規制法等を有効に活用し、土砂災害の防止化対策を推進する。 ◆危険箇所の区域指定・整備促進	危機管理部 都市整備部 [県]	

予防 12	第3節 応急活動体制の整備 (略)				第3節 応急活動体制の整備 (略)	整備予定のため追加		
	第1 応急活動体制の整備・強化 (略)				第1 応急活動体制の整備・強化 (略)			
	施策	活動拠点の整備			施策		活動拠点の整備	
	計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	計画名	計画内容		担当部署 「関連機関」	
	防災拠点の整備	本庁舎及び各コミュニティセンターを防災拠点と位置づけ、必要な機能の整備を進める。本庁舎については災害対策本部を設置し、各コミュニティセンターについては、応急対策を実施する地域の拠点とする。 ◆施設の営繕及び改修工事推進 ◆耐震・耐火の確保 ◆自家発電装置等の非常用電源の整備 ◆食料・燃料・物資・資機材等の備蓄 ◆重要給排水拠点としての整備	危機管理部 都市整備部 [県]	防災拠点の整備	本庁舎及び各コミュニティセンターを防災拠点と位置づけ、必要な機能の整備を進める。本庁舎については災害対策本部を設置し、各コミュニティセンターについては、応急対策を実施する地域の拠点とする。 ◆施設の営繕及び改修工事推進 ◆耐震・耐火の確保 ◆自家発電装置等の非常用電源の整備 ◆食料・燃料・物資・資機材等の備蓄 ◆重要給排水拠点としての整備 ◆(仮称)防災危機管理センターの整備	危機管理部 都市整備部 [県]		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

予防 13	(略)			(略)			記載の適正 化
	第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化			第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化			
	(略)			(略)			
	施策	防災情報のネットワーク整備		施策	防災情報のネットワーク整備		
	計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」		計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	情報インフラの整備	<p>地域の情報インフラを整備し、情報の一元化を図る。</p> <p>◆市内公共施設との情報伝達ルートの多重化等、情報ネットワークの強化</p> <p>◆<a href="#">防災情報提供</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」のほか、インターネット等の活用</p>	<p>総合政策部 危機管理部 各施設所管部</p>		情報インフラの整備	<p>地域の情報インフラを整備し、情報の一元化を図る。</p> <p>◆市内公共施設との情報伝達ルートの多重化等、情報ネットワークの強化</p> <p>◆<a href="#">福岡県防災</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」のほか、インターネット等の活用</p>	<p>総合政策部 危機管理部 各施設所管部</p>

予防 14	第4節 避難体制の整備 (略) 第3 災害時の広報体制の整備・強化 (略)	第4節 応急活動体制の整備 (略) 第3 災害時の広報体制の整備・強化 (略)	記載の適正化、 R6.5月より 新規導入し たため追加	
	施策 市民への広報体制の整備・強化	施策 市民への広報体制の整備・強化		
	計 画 名	計 画 内 容		担当部署 「関連機関」
	(略)	(略)		(略)
	広報車による広報体制の強化	地域への必要な情報提供のため、消防機 関と協力し、広報体制を強化する。 ◆必要に応じた広報マニュアルの更新 ◆庁用車の拡声機器の整備 <u>拡充の検討</u>	総務財政部 総合政策部	
	広報車による広報体制の強化	地域への必要な情報提供のため、消防機 関と協力し、広報体制を強化する。 ◆必要に応じた広報マニュアルの更新 ◆庁用車の拡声機器の整備・ <u>維持</u>	総務財政部 総合政策部	

	<p>電子媒体による広報</p> <p>避難情報や防災情報等をリアルタイムで発信するための情報伝達手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市ホームページの活用</li> <li>◆X（旧ツイッター）やフェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、<a href="#">防災情報提供</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等の活用</li> <li>◆福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や緊急速報メール（エリアメール）等のメーリングシステムの活用</li> <li>◆Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努める</li> <li>◆情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める</li> </ul>	<p>総合政策部 危機管理部</p>		<p>電子媒体による広報</p> <p>避難情報や防災情報等をリアルタイムで発信するための情報伝達手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市ホームページの活用</li> <li>◆X（旧ツイッター）やフェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、<a href="#">福岡県防災</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等の活用</li> <li>◆福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や緊急速報メール（エリアメール）等のメーリングシステムの活用</li> <li>◆<a href="#">dボタン広報誌の活用</a></li> <li>◆Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努める</li> <li>◆情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める</li> </ul>	<p>総合政策部 危機管理部</p>		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

<p>予防 16</p>	<p>第4節 避難体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a>感染症対策等を踏まえ、市民が安全に避難できる施設を確保するため、避難所、福祉避難所の指定・更新、機能性の確保、市民への周知を行うとともに、避難所台帳を整備する。</p> <p>なお、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する避難所は、災害対策基本法第49条の4に基づく切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所としても指定する。</p>	<p>第4節 避難体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、市民が安全に避難できる施設を確保するため、避難所、福祉避難所の指定・更新、機能性の確保、市民への周知を行うとともに、避難所台帳を整備する。</p> <p>なお、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する避難所は、災害対策基本法第49条の4に基づく切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所としても指定する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う修正</p>																																								
<p>予防 17</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策</th> <th colspan="2">避難所の指定</th> </tr> <tr> <th>計画名</th> <th>計画内容</th> <th colspan="2">担当部署 [関連機関]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の指定</td> <td>           災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。            ◆避難所台帳の整備 (<a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a>感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保)            ◆避難計画の策定         </td> <td colspan="2">危機管理部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施策		避難所の指定		計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]		避難所の指定	災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。 ◆避難所台帳の整備 ( <a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a> 感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保) ◆避難計画の策定	危機管理部		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施策</th> <th colspan="2">避難所の指定</th> </tr> <tr> <th>計画名</th> <th>計画内容</th> <th colspan="2">担当部署 [関連機関]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の指定</td> <td>           災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。            ◆避難所台帳の整備 (感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保)            ◆避難計画の策定         </td> <td colspan="2">危機管理部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施策		避難所の指定		計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]		避難所の指定	災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。 ◆避難所台帳の整備 (感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保) ◆避難計画の策定	危機管理部		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		<p>新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う修正</p>
施策		避難所の指定																																									
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]																																									
避難所の指定	災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。 ◆避難所台帳の整備 ( <a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a> 感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保) ◆避難計画の策定	危機管理部																																									
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
施策		避難所の指定																																									
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]																																									
避難所の指定	災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。 ◆避難所台帳の整備 (感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保) ◆避難計画の策定	危機管理部																																									
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									

予防 17	施策 指定避難所の開設・環境の整備			新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う修正
	計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]	
	指定避難所開設のための備蓄等	各指定避難所の開設・運営に必要な食料・生活必需品・資機材の備蓄を行う。 ◆備蓄計画の策定（ <a href="#">新型コロナウイルス感染症を含む</a> 感染症対策に必要な物資等の備蓄） ◆指定避難所機能確保の検討 ◆台帳類の整備 ◆コミュニティセンターの備蓄倉庫の設置 ◆必要に応じた電力容量の拡大	危機管理部 各施設 所管部	
	(略)	(略)	(略)	
	施策 指定避難所の開設・環境の整備			
	計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]	
	指定避難所開設のための備蓄等	各指定避難所の開設・運営に必要な食料・生活必需品・資機材の備蓄を行う。 ◆備蓄計画の策定（感染症対策に必要な物資等の備蓄） ◆指定避難所機能確保の検討 ◆台帳類の整備 ◆コミュニティセンターの備蓄倉庫の設置 ◆必要に応じた電力容量の拡大	危機管理部 各施設 所管部	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	

予防 19	第4 運営・管理体制の整備 (略)			第4 運営・管理体制の整備 (略)			福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正
	施策	指定避難所の運営組織の育成		施策	指定避難所の運営組織の育成		
	計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	
	指定避難所の運営組 織の育成	災害時に避難所運営組織を設立し、市民 等による自主運営体制を確立するため、区 長、自主防災組織等と協力して共通認識を 深める。	危機管理部 地域創造部	指定避難所の運営組 織の育成	災害時に避難所運営組織を設立し、市民 等による自主運営体制を確立するため、区 長、自主防災組織等と協力して共通認識を 深める。 <u>また、避難生活支援等に関する知見やノ ウハウを有する地域人材の確保・育成に努 める。</u>	危機管理部 地域創造部	

予防 24	第7節 要配慮者等の支援体制の整備 (略) 第1 要配慮者の支援体制 (略)	第7節 要配慮者等の支援体制の整備 (略) 第1 要配慮者の支援体制 (略)			福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正		
	施策	要配慮者支援体制の整備		施策		要配慮者支援体制の整備	
	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」	計 画 名		計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
	地域ぐるみの支援体制づくり	<p>市民、民生委員、福祉委員、自主防災組織、及びボランティア等と連携し、要配慮者の安全確保に係わる相互協力体制を整備する。</p> <p>◆「避難行動要支援者支援計画」をふまえた避難誘導訓練等の実施、見直し</p> <p>◆要配慮者の実情に配慮した地域の支援体制の整備</p> <p>◆要配慮者及び関係者に対する防災知識の普及・啓発</p>	<p>すこやか福祉部</p> <p>地域創造部</p> <p>危機管理部</p> <p>[消防本部]</p> <p>[地域包括支援センター]</p>	地域ぐるみの支援体制づくり		<p>市民、民生委員、福祉委員、自主防災組織、<u>NPO</u>及びボランティア等と連携し、要配慮者の安全確保に係わる相互協力体制を整備する。</p> <p>◆「避難行動要支援者支援計画」をふまえた避難誘導訓練等の実施、見直し</p> <p>◆要配慮者の実情に配慮した地域の支援体制の整備</p> <p>◆要配慮者及び関係者に対する防災知識の普及・啓発</p>	<p>すこやか福祉部</p> <p>地域創造部</p> <p>危機管理部</p> <p>[消防本部]</p> <p>[地域包括支援センター]</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

<p>予防 25</p>	<p>第7節 要配慮者等の支援体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対応</p> <p>市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を災害から保護するために必要な措置を促進する。</p>	<p>第7節 要配慮者等の支援体制の整備 (略)</p> <p>第2 避難行動要支援者に対する対応</p> <p>市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を災害から保護するために必要な措置を促進する。</p> <p><u>なお、これらの業務を行うにあたっては、更なるデジタル技術の積極的な活用を検討していく。</u></p>	<p>福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正</p>
--------------	--	--	--

予防 25	施策 避難行動要支援者の支援体制の整備			施策 避難行動要支援者の支援体制の整備			福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正
	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	避難行動要支援者の安全確保体制の整備	<p>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(H25.8内閣府)に基づき、下記の事項を記した「避難行動要支援者支援計画」を策定し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。</p> <p>◆避難行動要支援者支援計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援等関係者となる者</li> <li>・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</li> <li>・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</li> <li>・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置</li> <li>・避難支援等関係者の安全確保</li> </ul> <p>◆具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定及び更新並びに情報の適切な管理</p> <p>◆避難支援等関係者との協力体制の整備</p>	危機管理部 すこやか福祉部 こども未来部 地域創造部 [社会福祉協議会]	避難行動要支援者の安全確保体制の整備	<p>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(H25.8内閣府)に基づき、下記の事項を記した「避難行動要支援者支援計画」を策定し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。</p> <p>◆避難行動要支援者支援計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援等関係者となる者</li> <li>・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</li> <li>・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</li> <li>・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置</li> <li>・避難支援等関係者の安全確保</li> </ul> <p>◆具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定及び更新並びに情報の適切な管理</p> <p>◆避難支援等関係者と <b>共同での避難訓練の実施等による</b> 協力体制の整備</p>	危機管理部 すこやか福祉部 こども未来部 地域創造部 [社会福祉協議会]	

予防 26	(略)		(略)	(略)		記載の適正化	
	第3 帰宅困難者の支援体制			第3 帰宅困難者の支援体制			
	(略)			(略)			
	施策	帰宅困難者の支援体制の整備		施策	帰宅困難者の支援体制の整備		
	計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]		計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	帰宅困難者の安否確認の支援	<p><a href="#">防災情報提供</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。</p> <p>◆<a href="#">防災情報提供</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」利用のPR</p> <p>◆通信事業者が行う安否確認システム利用のPR</p>	危機管理部 [県]		帰宅困難者の安否確認の支援	<p><a href="#">福岡県防災</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。</p> <p>◆<a href="#">福岡県防災</a>アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」利用のPR</p> <p>◆通信事業者が行う安否確認システム利用のPR</p>	危機管理部 [県]

第2節 情報の収集・伝達

(略)

第1 地震関連情報の収集及び伝達

(略)

種 類		内 容
緊急地震速報	緊急地震速報	<p>◆強い揺れの到着前に伝える予報・警報。緊急地震速報（警報）は、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、震度5弱以上を予測した地震について、震度4以上を予測した地域に対して発表。また、緊急地震速報（予報）は、地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度3以上を予測した場合に発表。</p> <p>◆緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報に位置付ける。</p>
	震度速報（1分30秒）	◆地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
地震情報	震源・震度に関する情報（5分）	<p>◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表</p> <p>※なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</p>
	震度速報（1分30秒）	◆地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
地震情報	震源・震度に関する情報（5分）	<p>◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した</u>地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。</p> <p>※なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点</u>名を発表</p>
	震度速報（1分30秒）	◆地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

第2節 情報の収集・伝達

(略)

第1 地震関連情報の収集及び伝達

(略)

種 類		内 容
緊急地震速報	緊急地震速報	<p>◆強い揺れの到着前に伝える予報・警報。緊急地震速報（警報）は、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、震度5弱以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>を予測した地震について、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>を予測した地域に対して発表。また、緊急地震速報（予報）は、地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度3以上を予測した場合に発表。</p> <p>◆緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報に位置付ける。</p>
	震度速報（1分30秒）	◆地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
地震情報	震源・震度に関する情報（5分）	<p>◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した</u>地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。</p> <p>※なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点</u>名を発表</p>
	震度速報（1分30秒）	◆地震発生約1分30秒後、震度3以上の全国約180に区分した地域名*と地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	◆地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

記載の適正化

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="235 151 300 397">その他の情報</td> <td data-bbox="300 151 1075 397"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul> </td> </tr> </table>	その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1079 151 1144 397">その他の情報</td> <td data-bbox="1144 151 1942 397"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul> </td> </tr> </table>	その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul>					
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul>										
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地の震度に関する情報</li> <li>◆地震回数に関する情報</li> <li>◆推計震度分布図</li> <li>◆長周期地震動に関する観測情報</li> <li>◆遠地地震に関する情報</li> </ul>										
応急 18	<p>第3節 広報体制 (略)</p> <p>第1 広報活動 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 703 658 751">手段</th> <th data-bbox="658 703 1075 751">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 751 658 1430"> 災害情報伝達システム  災害情報等配信サービス  広報車  消防団  自主防災組織  現場による指示  災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ・ラジオ等  福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他 </td> <td data-bbox="658 751 1075 1430">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手段	内容	災害情報伝達システム 災害情報等配信サービス 広報車 消防団 自主防災組織 現場による指示 災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ・ラジオ等 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他	(略)	<p>第3節 広報体制 (略)</p> <p>第1 広報活動 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1079 703 1503 751">手段</th> <th data-bbox="1503 703 1942 751">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1079 751 1503 1476"> 災害情報伝達システム  災害情報等配信サービス  広報車  消防団  自主防災組織  現場による指示  災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ (<a href="#">dボタン広報誌</a>)・ラジオ等  福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他 </td> <td data-bbox="1503 751 1942 1476">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手段	内容	災害情報伝達システム 災害情報等配信サービス 広報車 消防団 自主防災組織 現場による指示 災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ ( <a href="#">dボタン広報誌</a> )・ラジオ等 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他	(略)	R6.5月より新規導入したため追加、記載の適正化
手段	内容										
災害情報伝達システム 災害情報等配信サービス 広報車 消防団 自主防災組織 現場による指示 災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ・ラジオ等 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他	(略)										
手段	内容										
災害情報伝達システム 災害情報等配信サービス 広報車 消防団 自主防災組織 現場による指示 災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック)・テレビ ( <a href="#">dボタン広報誌</a> )・ラジオ等 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール (エリアメール) その他	(略)										

	<p>(略)</p> <p>第3 報道機関への広報の要請</p> <p>広報・報道班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。</p> <p>高齢者等避難、避難指示の発令で特別に緊急放送の必要があるときは、原則として県を通じて要請する。(やむを得ないときは直接要請)</p> <p>また、放送事業者への情報提供は、<a href="#">福岡県災害緊急情報自動配信システム</a>を活用する。</p>	<p>(略)</p> <p>第3 報道機関への広報の要請</p> <p>広報・報道班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。</p> <p>高齢者等避難、避難指示の発令で特別に緊急放送の必要があるときは、原則として県を通じて要請する。(やむを得ないときは直接要請)</p> <p>また、放送事業者への情報提供は、<a href="#">Lアラート(災害情報共有システム)</a>と連携している<a href="#">福岡県防災情報システム</a>を活用する。</p>	
応急19	<p>第3 報道機関への広報の要請</p> <p>(略)</p> <p>2. 緊急警報放送の要請</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事態が切迫し、避難指示、緊急安全確保や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること</li> <li>◆防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達に際しての特別の必要があること</li> </ul> </div>	<p>第3 報道機関への広報の要請</p> <p>(略)</p> <p>2. 緊急警報放送の要請</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事態が切迫し、避難指示、緊急安全確保措置や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること</li> <li>◆防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達に際しての特別の必要があること</li> </ul> </div>	記載の適正化

<p>応急 27</p>	<p>第4節 応援要請・受入れ (略)</p> <p>第4 災害ボランティアの受入れ・活動支援</p> <p>1. 災害ボランティアの受入れ 社会福祉協議会及び福祉班が中心となって、災害ボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>2. 市の役割 (略)</p> <p>■市が行う支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆設置場所の提供</li> <li>◆災害ボランティア本部の設置・運営に係わる経費の助成</li> <li>◆資機材等の提供</li> <li>◆職員の派遣</li> <li>◆被災状況についての情報提供</li> <li>◆片づけごみなどの収集運搬</li> <li>◆その他必要な事項</li> </ul> </div>	<p>第4節 応援要請・受入れ (略)</p> <p>第4 災害ボランティアの受入れ・活動支援</p> <p>1. 災害ボランティアの受入れ 社会福祉協議会及び福祉班が中心となって、災害ボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。<u>設置予定場所は、大野城市総合福祉センター内とする。</u></p> <p>2. 市の役割 (略)</p> <p>■市が行う支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆設置場所の提供</li> <li>◆災害ボランティア本部の設置・運営に係わる経費の助成</li> <li>◆資機材等の提供</li> <li>◆職員の派遣</li> <li>◆被災状況についての<u>積極的な</u>情報提供</li> <li>◆片づけごみなどの収集運搬</li> <li>◆<u>災害ボランティアセンター及び災害中間支援組織との連絡調整</u></li> <li>◆その他必要な事項</li> </ul> </div>	<p>福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正</p>
<p>応急 33</p>	<p>第6節 避難対策</p> <p>市民等を安全に避難させるため、<u>高齢者等避難</u>、避難指示の避難情報を確実に伝達し、関係機関との連携により安全に避難誘導を行うとともに、避難所運営組織を中心とした指定避難所の運営対策、在宅避難者対策、広域的避難への対応策等を行う。</p>	<p>第6節 避難対策</p> <p>市民等を安全に避難させるため、避難指示<u>等</u>の避難情報を確実に伝達し、関係機関との連携により安全に避難誘導を行うとともに、避難所運営組織を中心とした指定避難所の運営対策、在宅避難者対策、広域的避難への対応策等を行う。</p>	<p>記載の適正 化</p>

<p>応急 40</p>	<p>第6 指定避難所の運営</p> <p>1. 指定避難所の運営主体</p> <p>指定避難所開設当初の運営は、避難対策班が施設管理者、自主防災組織と連携し、運営を行う。できるだけ早い段階で、避難所運営組織を立ち上げ、市と連携して避難所を運営する。</p>	<p>第6 指定避難所の運営</p> <p>1. 指定避難所の運営主体</p> <p>指定避難所開設当初の運営は、避難対策班が施設管理者、自主防災組織と連携し、運営を行う。できるだけ早い段階で、避難所運営組織を立ち上げ、市と連携して避難所を運営する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p>	<p>福岡県地域 防災計画 (R6.3改 定)に基づ く修正</p>
<p>応急 52</p>	<p>第8節 消防・救急・救助活動 (略)</p> <p>第5 安否不明者等の捜索 (略)</p> <p>2. 安否不明者等の捜索 (略)</p> <p>※資料編 2-70 福岡県災害時における人的被害の公表要領</p> <p><u>「安否不明者」とは、災害が発生した地域で所在不明となっている者とし、「行方不明者」とは、災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。</u></p>	<p>第8節 消防・救急・救助活動 (略)</p> <p>第5 安否不明者等の捜索 (略)</p> <p>2. 安否不明者等の捜索 (略)</p> <p>※資料編 2-70 福岡県災害時における人的被害の公表要領</p> <p><u>「行方不明者」とは、災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とし、「安否不明者」とは、「行方不明者」となる疑いのある者とする。</u></p>	<p>福岡県災害 時における 人的被害の 公表要領 (R6.7改 正)に基づ く修正</p>

<p>応急 59</p>	<p>第 10 節 交通対策・緊急輸送  (略)  第 2 緊急通行車両の確認  (略)  2. 緊急通行車両の仕様  財政調達班は、<u>届出済証の交付を受けた車両を緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両等確認証明書、確認標章の交付を受ける。</u>  確認標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</p>	<p>第 10 節 交通対策・緊急輸送  (略)  第 2 緊急通行車両の確認  (略)  2. 緊急通行車両の仕様  財政調達班は、<u>緊急通行車両として使用する予定のある車両について、事前に緊急通行車両等確認証明書、確認標章の交付を受ける。</u>確認標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</p>	<p>災害対策基本法施行令等の改正及び災害対策基本法施行規則等の改正に基づく修正</p>
--------------	--	---	--

応急 67 第 12 節 住宅対策 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>初動活動期</th> <th>応急活動期</th> <th>復旧活動期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急危険度判定の実施</td> <td>第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)</td> <td>⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置準備</td> <td></td> <td>第 3 応急仮設住宅の 需要把握 (財政調達班)</td> <td>⇒ 第 4 応急仮設住宅の入 居者選定 (財政調達班)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td></td> <td></td> <td>第 5 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 6 応急仮設住宅の建 設 (財政調達班)</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の修理</td> <td></td> <td></td> <td>第 7 被災住宅の修理 (財政調達班)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期	応急危険度判定の実施	第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)	⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)		応急仮設住宅の設置準備		第 3 応急仮設住宅の 需要把握 (財政調達班)	⇒ 第 4 応急仮設住宅の入 居者選定 (財政調達班)	応急仮設住宅の設置			第 5 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 6 応急仮設住宅の建 設 (財政調達班)	被災住宅の修理			第 7 被災住宅の修理 (財政調達班)	第 12 節 住宅対策 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>初動活動期</th> <th>応急活動期</th> <th>復旧活動期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急危険度判定の実施</td> <td>第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)</td> <td>⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定の実施</td> <td>第 3 被災宅地危険度判定士の確保 (建設対策班)</td> <td>⇒ 第 4 被災宅地危険度判定の実施 (建設対策班、被災宅地危険度判定士)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置準備</td> <td></td> <td>第 5 <del>3</del> 応急仮設住宅の需要把握 (財政調達班)</td> <td>⇒ 第 6 <del>4</del> 応急仮設住宅の入居者選定 (財政調達班)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td></td> <td></td> <td>第 7 <del>5</del> 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 8 <del>6</del> 応急仮設住宅の建設 (財政調達班)</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の修理</td> <td></td> <td></td> <td>第 9 <del>7</del> 被災住宅の修理 (財政調達班)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期	応急危険度判定の実施	第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)	⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)		被災宅地危険度判定の実施	第 3 被災宅地危険度判定士の確保 (建設対策班)	⇒ 第 4 被災宅地危険度判定の実施 (建設対策班、被災宅地危険度判定士)		応急仮設住宅の設置準備		第 5 <del>3</del> 応急仮設住宅の需要把握 (財政調達班)	⇒ 第 6 <del>4</del> 応急仮設住宅の入居者選定 (財政調達班)	応急仮設住宅の設置			第 7 <del>5</del> 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 8 <del>6</del> 応急仮設住宅の建設 (財政調達班)	被災住宅の修理			第 9 <del>7</del> 被災住宅の修理 (財政調達班)	現行制度に合わせた修正、記載の適正化
	項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期																																												
	応急危険度判定の実施	第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)	⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)																																													
	応急仮設住宅の設置準備		第 3 応急仮設住宅の 需要把握 (財政調達班)	⇒ 第 4 応急仮設住宅の入 居者選定 (財政調達班)																																												
	応急仮設住宅の設置			第 5 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 6 応急仮設住宅の建 設 (財政調達班)																																												
被災住宅の修理			第 7 被災住宅の修理 (財政調達班)																																													
項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期																																													
応急危険度判定の実施	第 1 応急危険度判定士の確保 (財政調達班)	⇒ 第 2 応急危険度判定の実施 (財政調達班、 応急危険度判定士)																																														
被災宅地危険度判定の実施	第 3 被災宅地危険度判定士の確保 (建設対策班)	⇒ 第 4 被災宅地危険度判定の実施 (建設対策班、被災宅地危険度判定士)																																														
応急仮設住宅の設置準備		第 5 <del>3</del> 応急仮設住宅の需要把握 (財政調達班)	⇒ 第 6 <del>4</del> 応急仮設住宅の入居者選定 (財政調達班)																																													
応急仮設住宅の設置			第 7 <del>5</del> 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第 8 <del>6</del> 応急仮設住宅の建設 (財政調達班)																																													
被災住宅の修理			第 9 <del>7</del> 被災住宅の修理 (財政調達班)																																													

<p>応急 69～72</p>	<p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の需要把握</p> <p>(略)</p> <p>第4 応急仮設住宅の入居者選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> <p>第7 被災住宅の修理</p> <p>(略)</p> <p>3. 修理対象住宅の選定</p> <p><u>財政調達班は、応急仮設住宅の入居者選定に準じ、住家の半壊・半焼した世帯数の3割以内を基準として修理対象住宅を選定する。</u></p> <p><u>ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。</u></p> <p>4. 相談窓口の情報提供</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3 被災宅地危険度判定士の確保</p> <p>1. 被災宅地危険度判定士の確保</p> <p><u>建設対策班は、被災宅地危険度判定士の有資格者を確保する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆資格を有する職員を招集する。</li> <li>◆市内建築関係団体へ派遣を要請する。</li> <li>◆県、資格を有する関係団体及び大学等の研究機関へ派遣を要請する。</li> </ul> </div> <p>2. 窓口の設置</p> <p><u>建設対策班は、被災宅地危険度判定の実施窓口を設置し、被災宅地危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆受入れ判定士の名簿作成</li> <li>◆担当区域の配分</li> <li>◆判定基準資料の準備</li> <li>◆判定ステッカーの準備</li> <li>◆判定統一のための打ち合わせの実施</li> </ul> </div> <p>第4 被災宅地危険度判定の実施</p> <p>1. 判定作業の概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)に従い行う。</li> <li>◆判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。</li> <li>◆判定の内容は次のとおりである。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">□危険 (赤)</td> <td><u>大規模な崩壊や地滑り、地盤の変動が認められ、立ち入ることが危険である。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□要注意 (黄)</td> <td><u>多少の地盤の変動等は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□調査済 (緑)</td> <td><u>地盤への影響が少ない場合である。</u></td> </tr> </table> </div>	□危険 (赤)	<u>大規模な崩壊や地滑り、地盤の変動が認められ、立ち入ることが危険である。</u>	□要注意 (黄)	<u>多少の地盤の変動等は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。</u>	□調査済 (緑)	<u>地盤への影響が少ない場合である。</u>	
□危険 (赤)	<u>大規模な崩壊や地滑り、地盤の変動が認められ、立ち入ることが危険である。</u>								
□要注意 (黄)	<u>多少の地盤の変動等は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。</u>								
□調査済 (緑)	<u>地盤への影響が少ない場合である。</u>								

		<p><u>2. 判定後の措置</u>  <u>建設対策班は、応急危険度判定の結果に基づき、「調査済（使用可）」、「要注意」、「危険」のステッカーを見えやすい場所に表示することが注意を促し、二次災害を防止する。</u></p> <p>第<u>5</u> 応急仮設住宅の需要把握  (略)</p> <p>第<u>6</u> 応急仮設住宅の入居者選定  ・  ・  ・</p> <p>第<u>9</u> 被災住宅の修理  (略)</p> <p><u>3. 相談窓口の情報提供</u>  (略)</p>	
復旧復興 8	<p>第3節 市民生活安定のための支援  (略)</p> <p>第5 被災者台帳の整備  すこやか福祉部は、<u>被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成する。</u></p>	<p>第3節 市民生活安定のための支援  (略)</p> <p>第5 被災者台帳の整備  すこやか福祉部は、<u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	福岡県地域防災計画（R6.3改定）に基づく修正